

2022年7月20日
ソニー生命保険株式会社

海外子会社から不正送金された資産の返還に係る判決について

昨年公表*いたしましたとおり、昨年5月、弊社の海外子会社である SA Reinsurance Ltd. (以下、「SA Re」とする)において、同社名義の銀行口座から同社が承認していない約170億円(約155百万米ドル)の送金が行われました。その後、弊社元社員(当時 SA Re に出向)が、昨年11月29日に本件に関し、詐欺罪の容疑で警視庁に逮捕され、送致、起訴に至り、また12月21日付で組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反(犯罪収益等隠匿罪)の容疑で追送致されました。

本事案において外部送金された資産は暗号資産に転換されておりましたが、その後、米国において正当な権利者(所有者)に返還するための司法手続が進められ、当該暗号資産は、資産保全等の観点から米ドルへ転換され、今般(現地時間の本年7月12日)米国カリフォルニア州南部連邦地方裁判所より、SA Re への返還を認める旨の判決の言渡しがございました。返還予定の金額は、約161百万米ドルです。

本事案の発生により、弊社事業に日頃から信頼をお寄せいただいているお客さまおよび関係者の皆さまに、多大なるご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

また、日米両国の捜査当局および本事案の解決にご協力いただいた関係者の皆さまのご尽力に対し、あらためて感謝申し上げます。

なお、今般の米国での判決言渡しにより、当該資産が返還されることを契機に、犯罪防止、犯罪被害者救済、人道支援その他社会公益に資することを目的として、寄付を行うことについて検討してまいります。

今後、このような不正行為を二度と発生させないように、内部管理態勢の一層の強化と役員・社員のコンプライアンス意識の更なる醸成に努めてまいります。

* 2021年8月4日付「弊社連結子会社における外部送金について」、2021年12月1日付「弊社社員の逮捕について」および2021年12月21日付「弊社社員の追送致等について」

以 上